

「公の施設の使用料等に関する減額・免除等について の見直し基準（案）」について

総合政策部 政策秘書課

1. 概要

公の施設（以下「施設」という。）の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）の減額・免除（以下「減免」という。）は、これまで各施設の設置目的により、利用者の支援、施設利用の促進等を目的に行われてきました。

しかしながら、減免により不足する収入の補填は、施設を利用していない市民の市税等も含めて賄われることとなるため、使用料等の減免は、受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ない場合に限定されるべきものであり、市民全体の平等性、公平性が確保されるものでなければなりません。

そこで、施設の使用料等の減免に関して、施設の設置目的、利用者の資格や利用目的を鑑みた上で、市で統一的な基準を定め、この基準に従って減免等の見直しを行いたいと考えています。

については、「公の施設の使用料等に関する減額・免除等についての見直し基準（案）」をとりまとめましたので、行政経営審議会委員の皆さんから意見を募集します。

2. 基準（案）について

資料9のとおりです。

3. 今後のスケジュールについて

令和3年10月	日高市行政経営審議会に付議・意見募集
	市民コメント実施
11月以降	基準の策定、利用者に周知、例規等の改正
令和4年4月以降	改正後の基準を施行